国立大学法人東京農工大学外国人語学教員等給与細則の一部改正

現行			改正				改正理由
本則 (趣旨) 第1条 この細則は、国立大学法人東京農 等に関する規程(以下「規程」という。) 外国人語学教員及び外国人研究員の給与の な事項を定めるものとする。	本則 (趣旨) 第1条 7の細則は、国立大学法人東京豊工大学外国人語学教員					規程名の誤りの修正	
(給与の種類、計算期間及び支給日) 第2条 外国人語学教員及び外国人研究員の間及び支給日は、次の表に掲げるとおり。 区分 給与の種類 給与の計算期間 (略) (略) (略) 通勤手当 (略) (略)		第2条 外 間及び支 区分 (略)	ト国人語学教員 で給日は、次の	間及び支給日) は及び外国人研究員 の表に掲げるとお 給与の計算期間 (略)		計算期	俸給の調整額 (大学院手 当)、扶養手 当を新たに支
(外国人語学教員の年俸) 第3条 外国人語学教員の年俸は、その者の職務、学歴、免許・ 資格、職務経験等及び国立大学法人東京農工大学職員就業規則 第4条第1項に定義する職員(以下「職員」という。)との均衡 を考慮して決定する。 2~4 (略)		(外国人i 第3条 外 資格、職 大学法人	(略) (略) 語学教員の年代は国人語学教員の発験、前年の東京農工大学のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、一般のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	俸) 負の年俸は、その利 <u>「度実施した教員」</u> 学職員就業規則第 う。) との均衡を利	<mark>業績評価結果</mark> 等及 4条第1項に定義	及び国立	給する改正 教員業績評価 制度の導入に 伴う改正

(新設)	(俸給の調整額)
	第5条の2 外国人語学教員には、職員の例に準じて俸給の調整
	額を支給する。
<u>(新設)</u>	(扶養手当)
	第5条の3 外国人語学教員には、職員の例に準じて扶養手当を
	<u>支給する。</u>

附 則(令和3年4月1日細則第24号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、改正後の第3条第1項の規定は、令和5年度の年俸決定から適用する。